

ご意見記入用紙

京都市駐車場条例の改正案（建築物に自動二輪車の駐車場の設置を義務付ける付置義務制度の導入）に関するご意見について

FAX

075-222-3472 京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課 行

1 （１）「自動二輪車の駐車場を設置しなければならない建築物」について

「建築物の種類」，「建築物の大きさ」等，自動二輪車の駐車場を設置しなければならない建築物についてご意見があればご記入ください。

2 （２）「自動二輪車の駐車場の構造」について

「駐車場の広さ」等，自動二輪車の駐車場の構造についてご意見があればご記入ください。

3 （３）「自動二輪車の駐車場の義務付け台数の算定」について

「駐車場の台数の算定式」，「駐車場の台数（算定例）」等，自動二輪車の駐車場の義務付け台数の算定について，ご意見があればご記入ください。

4 （４）「自動車の駐車場の義務付け台数の緩和」について

「自動車の駐車場における台数の緩和」等，自動車の駐車場の義務付け台数の緩和について，ご意見があればご記入ください。

5 その他，ご意見，ご質問がございましたらご記入ください。

6 ご意見を取りまとめる際の参考としますので，差し支えなければ，以下の項目に○印をご記入ください。

お住まいの行政区	北 区 ・ 上 京 区 ・ 左 京 区 ・ 中 京 区 ・ 東 山 区 ・ 山 科 区 下 京 区 ・ 南 区 ・ 右 京 区 ・ 西 京 区 ・ 伏 見 区 ・ 市 外
年齢	～19 歳 ・ 20 歳代 ・ 30 歳代 ・ 40 歳代 ・ 50 歳代 ・ 60 歳代 ・ 70 歳～
性別	男性 ・ 女性

1 ご意見の提出方法

郵送、持参、FAX、電子メール又は京都市ホームページ内の意見送信フォームのいずれかの方法により、ご意見をお寄せください。

なお、電話では受け付けておりませんので、ご了承ください。

(1) 郵送の場合

〒604-8571 （住所の記載は不要です。）

京都市役所 都市計画局 都市企画部 都市計画課 行

(2) 持参の場合

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所 都市計画局 都市企画部 都市計画課（北庁舎2階）

（平日の午前8時45分から午後5時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。）

(3) FAXの場合

FAX番号 075-222-3472

(4) 電子メール

アドレス tokeika@city.kyoto.jp

(5) 京都市のホームページ（意見送信フォームはこちらです。）

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/55-15-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

2 募集期間

平成25年11月1日(金)～平成25年11月29日(金) 郵送の場合、当日消印有効

3 ご意見の取扱い

お寄せいただきましたご意見につきましては、「京都市駐車場条例」改正の際の参考とさせていただきます。

また、個人に関する情報を除き、いただきましたご意見につきましては、要旨を取りまとめたうえで、京都市のホームページに掲載させていただきますのでご了承ください。

また、ご意見に対する回答につきましては、京都市のホームページに掲載を予定しており、個別に回答はいたしませんので、あわせてご了承ください。

なお、収集した個人情報につきましては、本業務以外の目的に利用することはありません。

お問合せ先

事務局：京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3505

FAX：075-222-3472

ご不明な点がございましたら、上記の問合せ先へご連絡ください。